

**10月15日の分科会における
御指摘事項について
(補足資料)**

10月15日の分科会における御指摘事項について（目次）

1. 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」統計表（抜粋）・・・・・・・・・・ 1
2. 男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月調査）関係資料・・・・ 3
3. 平成23年度雇用均等基本調査（企業票）（抜粋）・・・・・・・・・・ 7
※調査票の配布時に併せて配布したリーフレットを添付

出典：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（平成18年）

第7表 従業上の地位、産業・職業・従業者規模別就業者数

Table 7. Employed person by status in employment, industry, occupation, number of persons engaged

平成18年平均

単位 万人
(Ten thousand persons)

産業、職業、 従業者規模		総 数	産 業								
			農林業	非農林業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	電 気・ ガ ス・ 熱供給・ 水道業	情 報 通信業	
			Agriculture and forestry	Non- agricultural industries	Fisheries	Mining	Construction	Manufac- turing	Electricity, gas, heat supply and water	Information and communi- cations	
男女、従業上の地位、雇用形態		Total									
男 女 計		(1)	6369	258	6111	30	4	566	1149	37	171
雇用者		(2)	5481	42	5439	9	4	460	1071	37	166
うち 役目を除く雇用者		(3)	5088	39	5049	8	4	381	998	36	156
正規の職員・従業員		(4)	3411	21	3390	6	3	311	792	33	131
パート・アルバイト		(5)	1125	13	1112	2	0	33	150	1	12
パート		(6)	792	10	782	1	0	17	127	0	6
アルバイト		(7)	333	3	330	1	0	16	23	0	6
労働者派遣事業所の派遣社員		(8)	128	-	128	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託		(9)	283	1	282	0	0	16	40	2	11
その他		(10)	141	4	137	1	0	21	17	1	2
常 雇		(11)	4696	31	4665	7	4	418	990	35	156
臨時雇		(12)	672	7	665	1	0	23	69	2	9
日 雇		(13)	112	4	109	1	0	19	12	0	1
自営業主		(14)	619	125	494	13	-	87	42	-	4
雇い人あり		(15)	170	13	157	3	-	29	15	-	1
雇い人なし		(16)	449	111	337	10	-	58	28	-	4
内職者		(17)	21	-	21	-	-	-	15	-	-
家族従業者		(18)	240	92	148	8	-	18	19	-	0
男		(19)	3718	148	3570	22	3	482	784	33	129
雇用者		(20)	3191	22	3168	7	3	390	743	33	126
うち 役目を除く雇用者		(21)	2894	20	2874	6	3	328	685	32	116
正規の職員・従業員		(22)	2375	13	2362	5	3	276	623	30	107
パート・アルバイト		(23)	247	3	244	1	0	20	28	0	3
パート		(24)	79	2	78	0	0	5	15	0	1
アルバイト		(25)	168	2	167	0	0	15	13	0	2
労働者派遣事業所の派遣社員		(26)	49	-	49	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託		(27)	150	1	150	0	0	13	27	1	6
その他		(28)	71	3	69	1	-	18	7	0	0
常 雇		(29)	2920	18	2902	6	3	354	713	32	121
臨時雇		(30)	220	3	217	1	0	18	26	1	4
日 雇		(31)	51	2	49	1	0	18	5	0	0
自営業主		(32)	475	108	368	13	-	87	36	-	4
雇い人あり		(33)	141	13	128	3	-	29	14	-	0
雇い人なし		(34)	335	95	240	10	-	58	22	-	3
内職者		(35)	2	-	2	-	-	-	1	-	-
家族従業者		(36)	45	18	28	2	-	6	3	-	-
女		(37)	2651	111	2540	9	1	83	365	4	42
雇用者		(38)	2290	20	2271	2	1	71	328	4	41
うち 役目を除く雇用者		(39)	2194	19	2175	2	1	53	313	4	39
正規の職員・従業員		(40)	1036	7	1028	1	1	35	169	2	25
パート・アルバイト		(41)	878	9	868	1	0	13	122	0	9
パート		(42)	713	8	705	1	0	12	113	0	5
アルバイト		(43)	165	1	164	0	-	1	10	0	3
労働者派遣事業所の派遣社員		(44)	78	-	78	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託		(45)	133	0	132	0	-	2	12	1	5
その他		(46)	70	2	68	0	0	2	9	0	1
常 雇		(47)	1777	13	1763	1	1	64	278	3	35
臨時雇		(48)	452	4	448	0	0	5	43	1	6
日 雇		(49)	61	2	60	0	-	1	8	0	0
自営業主		(50)	143	17	126	0	-	1	7	-	1
雇い人あり		(51)	29	1	29	0	-	0	1	-	0
雇い人なし		(52)	114	16	98	0	-	0	5	-	1
内職者		(53)	19	-	19	-	-	-	14	-	-
家族従業者		(54)	195	74	120	6	-	12	16	-	0

出典：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（平成22年）

再集計結果

第7表 従業上の地位、産業・職業・従業者規模別就業者数

Table 7. Employed person by status in employment, industry, occupation, number of persons engaged

(万人)

(Ten thousand persons)

平成22年平均

産業、職業、 従業者規模		総 数	所 業									
			農業、林業	非農林業	漁 業	鉱 業、 採石業、 砂 利 採取業	建設業	製造業	電 気・ ガ ス・ 熱供給・ 水道業	情 報 通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業
			Agriculture and forestry	Non- agricultural industries	Fisheries	Mining and quarrying of stone and gravel	Construction	Manufac- turing	Electricity, gas, heat supply and water	Information and communi- cations	Transport and postal activities	Wholesale and retail trade
男女、従業上の地位、雇用形態	Total											
男 女 計	(1)	6248	245	6003	21	4	505	1053	36	183	345	1057
雇用者	(2)	5479	63	5416	8	4	408	1004	36	175	331	943
うち 役員を除く雇用者	(3)	5111	58	5053	7	3	341	939	36	162	317	854
正規の職員・従業者	(4)	3355	32	3323	5	3	284	742	33	144	227	470
パート・アルバイト	(5)	1192	15	1177	1	0	28	138	1	7	52	334
パート	(6)	848	10	837	0	0	14	119	0	4	34	230
アルバイト	(7)	345	5	340	1	0	14	18	0	3	18	104
労働者派遣事業所の派遣社員	(8)	96	-	96	-	-	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託	(9)	330	2	328	1	0	14	46	2	9	34	40
その他	(10)	137	8	129	1	0	16	13	0	1	3	10
常 雇	(11)	4707	50	4657	7	4	374	937	35	169	293	798
臨 時 雇	(12)	664	9	654	1	0	18	57	1	5	35	127
日 雇	(13)	108	4	104	0	0	16	10	0	1	4	19
自営業主	(14)	573	117	456	9	0	85	30	-	7	13	82
雇い人あり	(15)	163	19	144	3	-	26	11	-	1	1	26
雇い人なし	(16)	410	98	312	6	0	59	20	-	6	12	57
内職者	(17)	14	-	14	-	-	-	10	-	-	-	-
家族従業者	(18)	169	65	104	4	-	10	8	-	1	1	30
男	(19)	3607	145	3462	15	4	436	743	32	139	280	528
雇用者	(20)	3128	32	3096	6	3	347	714	32	133	268	464
うち 役員を除く雇用者	(21)	2848	28	2820	5	3	293	662	32	122	256	399
正規の職員・従業者	(22)	2309	18	2291	4	3	251	597	30	114	203	313
パート・アルバイト	(23)	259	5	255	1	0	16	27	0	2	22	65
パート	(24)	87	2	86	0	0	4	16	-	0	8	17
アルバイト	(25)	172	3	169	1	0	13	11	0	2	14	47
労働者派遣事業所の派遣社員	(26)	35	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託	(27)	180	1	178	0	0	13	33	1	5	27	18
その他	(28)	65	3	61	0	0	13	6	0	1	3	3
常 雇	(29)	2862	26	2836	5	3	318	689	32	130	244	421
臨 時 雇	(30)	219	4	214	1	0	14	22	1	3	21	37
日 雇	(31)	47	2	45	0	0	15	4	0	0	3	6
自営業主	(32)	441	101	340	8	0	84	26	-	6	12	58
雇い人あり	(33)	136	18	118	3	-	26	10	-	1	1	21
雇い人なし	(34)	305	83	222	5	0	58	16	-	5	11	37
内職者	(35)	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
家族従業者	(36)	29	11	18	1	-	4	1	-	0	0	5
女	(37)	2641	100	2541	6	0	69	310	4	44	65	529
雇用者	(38)	2351	31	2320	2	0	61	280	4	42	64	479
うち 役員を除く雇用者	(39)	2263	30	2233	2	0	48	277	4	40	61	455
正規の職員・従業者	(40)	1046	13	1032	1	0	33	145	3	31	24	158
パート・アルバイト	(41)	933	10	922	0	0	11	111	0	5	30	270
パート	(42)	760	9	752	0	0	10	104	0	4	26	213
アルバイト	(43)	173	2	171	0	-	1	8	0	2	4	57
労働者派遣事業所の派遣社員	(44)	61	-	61	-	-	-	-	-	-	-	-
契約社員・嘱託	(45)	151	1	150	0	-	1	14	0	4	7	21
その他	(46)	73	5	67	0	-	3	7	0	0	1	7
常 雇	(47)	1845	24	1821	2	0	56	248	3	39	49	377
臨 時 雇	(48)	445	5	440	0	-	4	36	0	3	13	89
日 雇	(49)	61	2	58	0	-	1	6	0	0	2	13
自営業主	(50)	132	15	117	0	-	1	4	-	1	0	25
雇い人あり	(51)	27	1	26	0	-	0	1	-	0	0	5
雇い人なし	(52)	105	14	91	0	-	0	4	-	1	0	20
内職者	(53)	12	-	12	-	-	-	9	-	-	-	-
家族従業者	(54)	140	54	87	4	-	7	7	-	1	0	25

男女共同参画社会に関する世論調査（平成 21 年 10 月調査）

内閣府大臣官房政府広報室で実施

1 調査の概要

1. 調査目的

男女共同参画社会に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2. 調査項目

- (1) 男女共同参画社会に関する意識について
- (2) 家庭生活等に関する意識について
- (3) メディアにおける性・暴力表現に関する意識について
- (4) 男女共同参画社会に関する行政への要望について

3. 関係省庁

内閣府（男女共同参画局）

4. 調査対象

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の者
- (2) 標本数 5,000 人
- (3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法

5. 調査時期

平成 21 年 10 月 1 日～10 月 18 日

6. 調査方法

調査員による個別面接聴取

7. 調査実施機関

社団法人 中央調査社

8. 回収結果

- (1) 有効回収数（率） 3,240 人（64.8%）
- (2) 調査不能数（率） 1,760 人（35.2%）

－不能内訳－

転居 190 長期不在 123 一時不在 589

住所不明 74 拒否 657 その他（病気など）127

9. 性・年齢別回収結果

性・年齢		標本数	回収数	回収率	性・年齢		標本数	回収数	回収率
				%					%
男 性	20～29歳	336	143	42.6	女 性	20～29歳	319	176	55.2
	30～39歳	417	224	53.7		30～39歳	407	249	61.2
	40～49歳	399	223	55.9		40～49歳	417	303	72.7
	50～59歳	420	280	66.7		50～59歳	458	337	73.6
	60～69歳	482	352	73.0		60～69歳	497	366	73.6
	70歳以上	404	288	71.3		70歳以上	444	299	67.3
計		2,458	1,510	61.4	計		2,542	1,730	68.1

3 調査票 (抜粋)

男女共同参画社会に関する世論調査

平成21年10月

1. 男女共同参画社会に関する意識について

Q1〔回答票1〕 あなたは、今からあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(ア)から(オ)の中からあなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。まず、(1)家庭生活については、どうでしょうか。(次いで(2)から(7)までそれぞれについて聞く)

(2) 職場

(15.6) (ア) 男性の方が非常に優遇されている

(46.5) (イ) どちらかといえば男性の方が優遇されている

(24.4) (ウ) 平等

(4.4) (エ) どちらかといえば女性の方が優遇されている

(0.9) (オ) 女性の方が非常に優遇されている

(8.1) わからない

* 男女共同参画社会に関する世論調査
集計表2(Q1)各分野の男女の地位の平等感(2)職場

	該当者数	男性の方が 優遇されて いる(小 計)	ア)男性の 方が非常に 優遇されて いる	イ)どちらか といえば男 性の方が 優遇*	ウ)平等	女性の方が 優遇されて いる(小 計)	エ)どちら かといえば 女性の方が 優遇*	オ)女性の 方が非常に 優遇されて いる	わからない
総数	3240	62.1	15.6	46.5	24.4	5.3	4.4	0.9	8.1
〔都市規模〕									
大都市(小計)	774	64.7	14.2	50.5	21.4	4.9	4.3	0.6	8.9
東京都区部	194	61.3	11.9	49.5	23.2	5.2	4.6	0.5	10.3
政令指定都市	580	65.9	15	50.9	20.9	4.8	4.1	0.7	8.4
中都市	1333	63.5	16.4	47.1	24.5	4.8	4.1	0.8	7.1
小都市	771	59.8	16.7	43.1	24.9	6.6	5.2	1.4	8.7
町村	362	56.4	13	43.4	29.3	5.5	4.7	0.8	8.8
〔性・都市規模〕									
(女性)	1730	65.2	18.3	46.9	20.4	3.4	2.7	0.7	11
大都市(小計)	423	68.1	15.8	52.2	17	2.4	1.9	0.5	12.5
東京都区部	106	67	16	50.9	16	-	-	-	17
政令指定都市	317	68.5	15.8	52.7	17.4	3.2	2.5	0.6	11
中都市	692	66.6	19.7	47	21.2	2.9	2.5	0.4	9.2
小都市	407	63.1	18.4	44.7	20.4	5.4	3.7	1.7	11.1
町村	208	58.7	18.3	40.4	24.5	2.9	2.9	-	13.9
(男性)	1510	58.6	12.5	46.1	29	7.6	6.5	1.1	4.8
大都市(小計)	351	60.7	12.3	48.4	26.8	8	7.1	0.9	4.6
東京都区部	88	54.5	6.8	47.7	31.8	11.4	10.2	1.1	2.3
政令指定都市	263	62.7	14.1	48.7	25.1	6.8	6.1	0.8	5.3
中都市	641	60.2	12.9	47.3	28.1	6.9	5.8	1.1	4.8
小都市	364	56	14.8	41.2	29.9	8	6.9	1.1	6
町村	154	53.2	5.8	47.4	35.7	9.1	7.1	1.9	1.9
〔地域ブロック〕									
北海道	166	65.1	12	53	24.7	6	5.4	0.6	4.2
東北	247	67.6	20.6	47	21.1	5.7	4	1.6	5.7
関東	975	63.4	14.8	48.6	24.1	5	4.2	0.8	7.5
北陸	156	67.3	21.2	46.2	17.9	6.4	5.1	1.3	8.3
東山	144	57.6	13.2	44.4	29.9	5.6	5.6	-	6.9
東海	348	61.5	16.4	45.1	22.1	8.6	6.9	1.7	7.8
近畿	506	60.7	16.2	44.5	25.9	3.8	3.2	0.6	9.7
中国	208	61.5	13.9	47.6	24.5	4.8	3.8	1	9.1
四国	119	58	15.1	42.9	28.6	4.2	2.5	1.7	9.2
九州	371	57.7	14	43.7	26.7	4.9	4.6	0.3	10.8
〔F1性〕									
女性	1730	65.2	18.3	46.9	20.4	3.4	2.7	0.7	11
男性	1510	58.6	12.5	46.1	29	7.6	6.5	1.1	4.8
〔F2年齢(10歳)〕									
20～29歳	319	66.8	12.9	53.9	20.7	11	9.4	1.6	1.6
30～39歳	473	68.5	16.1	52.4	24.9	5.5	4.7	0.8	1.1
40～49歳	526	66.5	16.5	50	25.1	6.1	4.9	1.1	2.3
50～59歳	617	68.4	17.2	51.2	23.7	3.7	3.1	0.6	4.2
60～69歳	718	57.1	17	40.1	27	5.4	4.5	1	10.4
70歳以上	587	50.1	12.4	37.6	23	3.1	2.6	0.5	23.9
〔F1・F2性・年齢(10歳)〕									
(女性)	1730	65.2	18.3	46.9	20.4	3.4	2.7	0.7	11
20～29歳	176	71.6	13.1	58.5	19.9	8	7.4	0.6	0.6
30～39歳	249	75.1	20.9	54.2	20.1	3.2	2.4	0.8	1.6
40～49歳	303	70.6	21.1	49.5	22.4	4	3	1	3
50～59歳	337	70.6	18.4	52.2	21.4	2.7	2.4	0.3	5.3
60～69歳	366	61.2	22.4	38.8	20.2	2.2	1.6	0.5	16.4
70歳以上	299	46.5	11	35.5	18.1	2.3	1.3	1	33.1
(男性)	1510	58.6	12.5	46.1	29	7.6	6.5	1.1	4.8
20～29歳	143	60.8	12.6	48.3	21.7	14.7	11.9	2.8	2.8
30～39歳	224	61.2	10.7	50.4	30.4	8	7.1	0.9	0.4
40～49歳	223	61	10.3	50.7	28.7	9	7.6	1.3	1.3
50～59歳	280	65.7	15.7	50	26.4	5	3.9	1.1	2.9
60～69歳	352	52.8	11.4	41.5	34.1	8.8	7.4	1.4	4.3
70歳以上	288	53.8	13.9	39.9	28.1	3.8	3.8	-	14.2



平成23年度雇用均等基本調査(企業票)

(シール貼付欄)

調査票記入者	所属部課	
	電話番号	内線
	ふりがな 氏 名	

※ 貴企業の所在地・名称に変更や誤りがある場合には、お手数ですが赤色ボールペン等でご訂正ください。

〔記入上の注意〕

- この調査票に記入された事項については、個別企業の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、事実をありのままにご記入ください。
 - この調査は、企業を調査単位としております。本社事業所だけでなく、支店、出張所、工場等を含めた**企業全体の雇用管理**について記入してください。
 - この調査は、**常用労働者**(注1)を対象として行います。したがって、パートタイマー等と呼ばれている労働者であっても、要件に該当する者であれば常用労働者に含みます。
 - 特にことわりのない限り、**平成23年10月1日現在**の状況を記入してください。
 - 記入の終わった調査票は、**平成23年10月31日**までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
 - 特にことわりのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。
ただし、回答欄が問1のように網掛けとなっている場合は、設問に従って該当する番号をすべて○で囲んでください。
- 人数を記入する欄は、該当者がいない場合は、空白のままにせず「0」を記入してください。
- 調査票の内容などにご不明の点がある場合や、調査対象外、廃業等の場合は、**雇用均等基本調査実施事務局(03-5944-8270)**までご連絡ください。

I 企業の属性に関する事項

貴社の常用労働者数(注1) (平成23年10月1日現在)		主な事業内容 又は主要製品	労働組合の有無	
男 女 計	うち女性		有	無
人 うち正社員・正職員(注2)	人 うち正社員・正職員		1	2
人	人			

(注1) 常用労働者とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、調査日前2か月(平成23年8月、9月)の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者(常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者)と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者(在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)

(注2) 正社員・正職員とは、企業において正社員・正職員とする者をいいます。

問4以降は、正社員・正職員以外の常用労働者も含めてご記入ください。

3 ポジティブ・アクション(女性の活躍推進)について

問4 貴社では、ポジティブ・アクション(注6)に取り組んでいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

取り組んでいる		1	→ 問5と問6に回答して頂いたあと、5頁の間8にお進みください。
取り組んでいない	以前は取り組んでいた	2	→ 問5に回答して頂いたあと、5頁の間8にお進みください。
	今後、取り組むこととしている	3	→ 問5と問6に回答して頂いたあと、5頁の間8にお進みください。
	今のところ取り組む予定はない	4	→ 5頁の間7と問8にお進みください。

(注6)本調査において、「ポジティブ・アクション」とは、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消し、女性労働者の能力発揮を促進するために企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

単に女性を「優遇」するためのものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための取組全般を指します。

男女雇用機会均等法第14条では、企業がそれぞれの状況に応じて具体的に取組むことができるように国が援助できる旨の規定が設けられています。

具体的な企業の取組策は、大きく次の2つに分けて考えることができます。

- 女性のみを対象とする・女性を有利に取り扱う取組
従来の取扱い等により女性に現実生じた男性との差について、その是正を目的として暫定的に行うもの。
(例：女性の採用拡大・職域拡大、女性の管理職の増加、女性の勤続年数の伸張等のための取組、問6の④～⑥の取組等)
- 男女両方を対象として行う取組
男女を区別していない基準であるが、女性が事実上満たしにくいものについて、その基準や運用を見直すことや、個人としての能力に着目した公正で透明な人事制度の確立、職業生活と家庭生活との両立を容易にする取組等であり、継続して行われる必要のあるもの。
(例：職場環境・風土の整備等の取組、問6の⑦～⑭の取組等)

具体的な取組事例については、4頁の間6の取組事項を参照してください。

意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくり

ポジティブ・アクションとは…

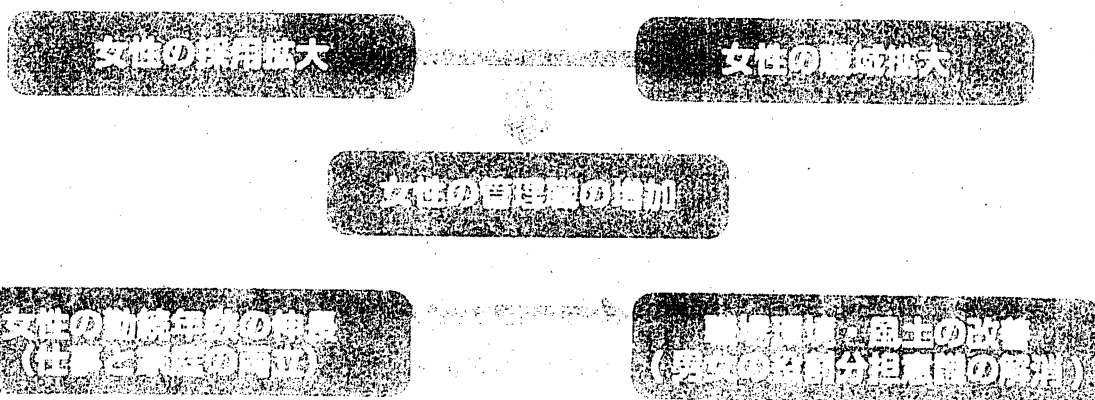
固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するために、女性の採用拡大・職域拡大・管理職登用の拡大など、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」▶



ポジティブ・アクション 5 つの取組

具体的な取組には、次のようなものが考えられます。



☆ 「女性の採用拡大」と「女性の職域拡大」とは密接に関係しており、これらの取組が進んでいると「女性管理職の増加」も効果的に進められます。「女性の勤続年数の伸長」と「職場環境・風土の改善」はこれらの取組を支えるものです。



ポジティブ・アクションの取組として「女性のみ」又は「女性優遇」の取組を行うことは、男女雇用機会均等法の違反になりませんか？



男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、第8条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者の間の事実上の格差を解消する目的で行う「女性のみを対象にした取組」や「女性を有利に取り扱う取組」については法に違反しない旨が明記されています。

ただし、ポジティブ・アクションとして法違反とならないのは、一定の区分、職務、役職において女性の割合が会社全体で4割を下回っている場合のみです。

ポジティブ・アクションについて、詳しくは「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」をご覧ください。

ポジティブ・アクション

検索



厚生労働省雇用均等・児童家庭局

ポジティブ・アクション取組事例

ポジティブ・アクションの具体的な取組には、企業の実態によって様々なものが考えられます。例えば、次のような取組もポジティブ・アクションとなります。

企業の実態に応じて、できることから取り組んでいきましょう。

現状分析・計画策定

- 企業内のポジティブ・アクション推進体制を整備する。
- 女性の能力発揮の状況や能力発揮に当たっての問題点について調査・分析を行う。
- 女性の能力発揮のための計画を策定する。

女性活躍の推進の取組

- 女性の応募を促すために、会社案内等で社内で活躍している女性を積極的に紹介する。
- 各種研修、教育機会への女性の参加を奨励する。
- 会議等で女性に発言や提案を求める等、女性の責任感、意欲を向上させるための配慮をする。

男女ともに働きやすい職場の取組

- 選考方法を改善するために、役員、面接担当者への男女均等な採用に関する研修を実施する。
- 作業方法や作業工程を見直したり、使いやすい器具、設備等を導入するなど、男女ともに働きやすい職場環境を整備する。
- 人事考課基準、昇進・昇格基準等を明確に定める。
- 育児・介護休業後の職場復帰をしやすくするための配慮をする。
- 女性の能力発揮の重要性についての意識啓発研修を実施する。
- 出産や育児による休業等がハンディとならないよう制度を見直す。